FP	２級	個人

2023年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（48歳）は、会社員の妻Bさん（49歳）および大学生の長女Cさん（19歳）との３人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務しており、継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Aさんは、最近、公的年金制度について理解したいと考えており、また、確定拠出年金の個人型年金にも興味を持っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1974年12月10日生まれ・48歳・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- X社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

20歳　22歳　65歳

国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間（28月）	被保険者期間（72月）	被保険者期間（440月）
	（2003年３月以前の平均標準報酬月額25万円）	（2003年４月以後の平均標準報酬額42万円）

(2) 妻Bさん（1974年３月20日生まれ・49歳・会社員）

- 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（25月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（329月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。
- 勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

(3) 長女Cさん（2003年11月15日生まれ・19歳・大学生）

- Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる公的年金制度からの老齢給付について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。計算にあたっては、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づくこと。なお、年金額は2023年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 老齢基礎年金の年金額

② 老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$795,000\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Mさんは、Aさんに対して、確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度であり、拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額144,000円、妻Bさんの場合は年額（　①　）円です。加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の（　②　）として総所得金額等から控除することができます」

II.「Aさんが60歳から個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（　③　）年以上なければなりません。なお、Aさんの通算加入者等期間が（　③　）年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60歳から（　④　）歳になるまでの間で選択することができます」

〈語句群〉

イ．5　ロ．10　ハ．20　ニ．75　ホ．80　ヘ．85　ト．240,000
チ．276,000　リ．816,000　ヌ．社会保険料控除　ル．小規模企業共済等掛金控除
ヲ．生命保険料控除

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等についてアドバイスをした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが70歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は24％となります」

②「長女Cさんが、2023年11月以降の大学生である期間について国民年金の学生納付特例の適用を受ける場合、長女Cさん本人に係る所得要件はありますが、Aさんおよび妻Bさんに係る所得要件はありません」

③「Aさんが確定拠出年金の個人型年金の加入後に死亡した場合において、個人別管理資産があるときは、Aさんの遺族は所定の手続により死亡一時金を受け取ることができます。Aさんの遺族が受け取る死亡一時金は、所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託に投資したいと考えているが、これまで投資経験がなく、株式や投資信託の銘柄を選ぶ際の判断材料や留意点について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式（東京証券取引所上場銘柄）およびY投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行うことにした。

＜X社株式の情報＞

・株価　　：1,700円
・発行済株式数：5,000万株
・決算期　　：202X年11月30日（木）（次回の配当の権利確定日に該当する）

＜X社の財務データ＞（単位：百万円）

	80　期	81　期
資産の部合計	102,000	110,000
負債の部合計	23,000	27,000
純資産の部合計	79,000	83,000
売　上　高	65,000	73,000
営業利益	6,800	7,500
経常利益	6,500	7,000
当期純利益	4,900	5,200
配当金総額	2,400	2,600

※ 純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜Y投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

・銘柄名　　：エマージング株式ファンド
・投資対象地域／資産　　：海外／新興国株式
・信託期間　　：無期限
・基準価額　　：13,500円（１万口当たり）
・決算日　　：年１回（11月15日）
・購入時手数料　　：3.3％（税込）
・運用管理費用（信託報酬）：2.068％（税込）
・信託財産留保額　　：0.3％

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》《設例》の＜X社株式の情報＞および＜X社の財務データ＞に基づいて算出される次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

① 81期におけるROE（自己資本は80期と81期の平均を用いる）

② 81期における配当利回り

《問５》Mさんは、Aさんに対して、X社株式を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「X社株式のPERは15倍を下回っています。一般に、PERが低い銘柄ほど株価は割安とされていますが、X社株式に投資する際は、他の投資指標とあわせて同業他社の数値と比較するなど、多角的な視点で検討することが望まれます」

② 「仮に、Aさんが特定口座（源泉徴収あり）において、X社株式を株価1,700円で300株購入して同年中に株価1,750円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売却益１万5,000円に対して20.315％相当額が源泉徴収等されます」

③ 「上場株式の配当を受け取るためには、普通取引の場合、権利確定日の２営業日前までに株式を買い付け、権利確定日まで売却せずに保有する必要があります。仮に、Aさんが202X年11月28日（火）にX社株式を普通取引により買い付け、翌営業日の29日（水）に売却した場合、X社株式の次回の配当を受け取ることはできません」

《問６》Mさんは、Aさんに対して、Y投資信託を購入する際の留意点等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「運用管理費用（信託報酬）は、投資信託を保有する投資家が負担する費用です。一般に、アクティブ型投資信託は、パッシブ型投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が高い傾向があります」

② 「ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定口数購入する方法であり、定期的に一定額購入する方法よりも平均購入単価を引き下げる効果が期待できます」

③ 「仮に、Y投資信託から収益分配金が支払われ、分配後の基準価額がAさんの個別元本を上回っていた場合、当該分配金はすべて元本払戻金（特別分配金）となります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさん（60歳）は、妻Bさん（53歳）および長女Cさん（21歳）との３人暮らしである。Aさんは、2023年８月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けたが、X社の継続雇用制度を利用して、引き続き同社に勤務している。なお、下記の＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（60歳）　　：会社員
・妻Bさん（53歳）　：パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。
・長女Cさん（21歳）：大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：900万円
(2) 不動産所得の金額：▲40万円（白色申告）
　※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。
(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2014年７月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡給付金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：500万円
正味払込保険料	：430万円

(4) X社から支給を受けた退職金の額：2,450万円
- 定年を迎えるまでの勤続期間は36年５カ月である。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問７》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜退職所得控除額＞
800万円＋（　①　）万円×｛(　②　）年－20年｝＝（　③　）万円
＜退職所得の金額＞
(2,450万円－（　③　）万円）×□□□＝（　④　）万円

《問８》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんは不動産所得の金額に損失が生じているため、確定申告をすることによって、純損失の繰越控除の適用を受けることができます」
② 「Aさんが長女Cさんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料はAさんの社会保険料控除の対象となります」
③ 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除および扶養控除の額は、それぞれ38万円です」

《問９》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。
① 総所得金額に算入される給与所得の金額
② 総所得金額

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（55歳）は、５年前に父親の相続（単純承認）により取得した自宅（建物とその敷地である甲土地）および月極駐車場（青空駐車場・乙土地）を所有している。父親が45年前に甲土地とともに購入した建物は老朽化が進んでおり、Aさんは自宅での生活に不便さを感じている。また、所有する月極駐車場では、その一部に空車が続いている。

Aさんは、甲土地（自宅）および乙土地（駐車場）を売却し、同じ地域にマンションを購入して移り住むことを考えているが、相続した甲土地および乙土地を売却することに少し後ろめたさを感じている。先日、Aさんは、不動産会社を通じ、ドラッグストアのX社から「甲土地および乙土地に新規出店させていただけませんか。なお、甲土地および乙土地については、Aさんに建設協力金方式による有効活用をご検討いただきたいと考えています」との提案を受けた。

＜甲土地および乙土地の概要＞

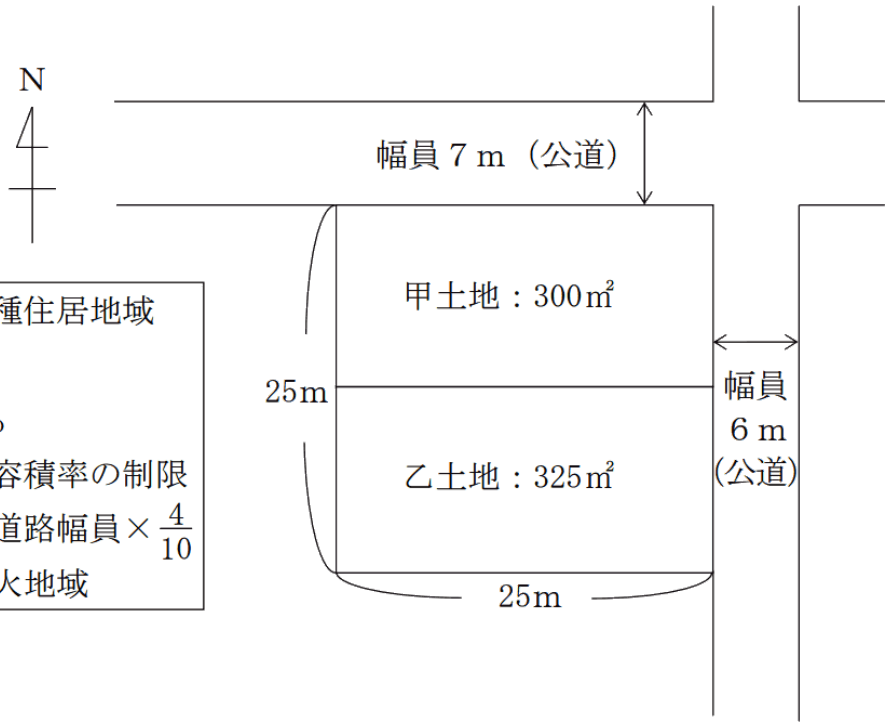

用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

- 甲土地、甲土地と乙土地を一体とした土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 甲土地と乙土地を一体とした土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 自宅（建物とその敷地である甲土地）の譲渡および月極駐車場（乙土地）の賃貸借契約に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんがマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡する場合、Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、現在の自宅にAさんが居住しなくなった日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡しなければなりません」

② 「『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）』の適用を受けるためには、譲渡した年の１月1日において居住用財産の所有期間が10年を超えていなければなりません。Aさんが現在の自宅を譲渡する場合、譲渡所得の金額の計算上、相続により取得した現在の自宅の取得時期は相続開始日とされるため、当該特例の適用を受けることはできません」

③ 「乙土地に係る月極駐車場の賃貸借契約には、借地借家法が適用されるため、当該契約に中途解約に関する条項がある場合であっても、正当な事由がない場合は、貸主であるAさんから解約を申し入れることができません」

《問12》 建設協力金方式による甲土地と乙土地を一体とした土地の有効活用に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「建設協力金方式は、AさんがX社から建設資金の一部または全部を借り受けて、X社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗をX社に賃貸する手法です。借り受けた建設資金は、元本の返済に加え、利子の支払が必要となることがありますが、不動産所得の金額の計算上、返済した元利金は必要経費に算入することができます」

② 「建設協力金方式による土地の有効活用において、建設した店舗に係る固定資産税の納税義務は、Aさんが負うことになります」

③ 「Aさんが建設した店舗をX社に賃貸した後、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地と乙土地を一体とした土地は貸宅地として評価されます」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（71歳）は、父親から相続した先祖代々の土地を活用し、不動産賃貸業（個人事業）を営んでいる。Aさんの不動産収入は年間4,000万円程度であり、所得税の負担が大きいと感じている。そのため、X社を設立したうえで、賃貸不動産をX社に売却するなど、不動産賃貸業の法人化を検討している。

Aさんは、現在、妻Bさん（67歳）および長男Cさん（38歳）と自宅で同居している。長男Cさんは、地元の中小企業に勤務する傍ら、Aさんの不動産賃貸業を手伝っている。二男Dさん（36歳）は、県外の企業に勤務しており、実家に戻る予定はない。

Aさんは、不動産賃貸業を長男Cさんに引き継がせたいと思っているが、大半の財産を長男Cさんに相続させた場合、長男Cさんと二男Dさんとの間で争いが生じるのではないかと不安を感じている。

＜Aさんの推定相続人＞

・妻Bさん　：専業主婦。Aさんと自宅で同居している。
・長男Cさん：会社員。Aさん夫妻と同居している。
・二男Dさん：会社員。妻と子と一緒にマンション（持家）に住んでいる。

＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

1. 現預金：１億6,000万円
2. 自宅
   ① 敷地（200㎡）：6,000万円
   ② 建物：1,000万円
3. 賃貸マンション甲
   ① 敷地（300㎡）：9,000万円
   ② 建物（築30年）：2,800万円
4. 賃貸マンション乙
   ① 敷地（400㎡）：１億2,000万円
   ② 建物（築25年）：3,200万円
5. 合計：５億円

※ 自宅および賃貸マンション甲、乙の土地は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 不動産賃貸業の法人化に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「AさんからX社に移転される不動産賃貸業に係る所得には、法人税が課されることになります。X社の資本金の額が１億円以下であって一定の中小法人に該当する場合は、所得金額のうち年1,000万円以下の部分に軽減税率が適用されるなど、法人化によって不動産賃貸業に係る所得に対する税負担が軽減される可能性があります」

② 「法人化に際して賃貸マンションの土地や建物をAさんからX社に譲渡する場合は、Aさんの譲渡所得に課される所得税や住民税の金額だけでなく、X社が支払うことになる土地や建物に係る不動産取得税、登録免許税等の金額についても事前に把握し、検討しておくことをお勧めします」

③ 「法人化により、Aさんだけでなく、長男CさんがX社の役員となって役員報酬を得ることで、所得の分散を図ることができます」

《問14》 現時点（2023年９月10日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は４億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（b）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（a）－（b））		４億円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	二男Ｄさん	□□□万円
（c）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「遺言により賃貸マンション等の相続財産の大半を長男Cさんに相続させた場合、二男Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が５億円である場合、二男Dさんの遺留分の金額は（　①　）万円となります」

II.「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額：6,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（　②　）万円とすることができます。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、賃貸マンションの敷地のうち、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」

III.「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　③　）カ月以内に、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後（　④　）年以内の分割見込書』を税務署に提出し、申告期限後（　④　）年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割後４カ月以内に更正の請求を行うことができます」

〈語句群〉

イ．2　ロ．3　ハ．4　ニ．6　ホ．10　ヘ．12　ト．1,200　チ．3,000
リ．4,800　ヌ．6,000　ル．6,250　ヲ．12,500

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 795,000(円)　② 1,187,874(円)
問2	① チ　② ル　③ ロ　④ ニ
問3	① ×　② ○　③ ×
第2問	
問4	① 6.42(%)　② 3.06(%)
問5	① ×　② ○　③ ×
問6	① ○　② ×　③ ×
第3問	
問7	① 70(万円)　② 37(年)　③ 1,990(万円)　④ 230(万円)
問8	① ×　② ○　③ ×
問9	① 700(万円)　② 680(万円)
第4問	
問10	① 500(㎡)　② 1,750(㎡)
問11	① ○　② ×　③ ×
問12	① ×　② ○　③ ×
第5問	
問13	① ×　② ○　③ ○
問14	① 4,800(万円)　② 2,300(万円)　③ 10,900(万円)
問15	① ル　② ト　③ ホ　④ ロ